

議 長	事務局長	事務局次長	総務係長	係 員

委 員 会 記 録 簿

(開会中・閉会中)

委員会名	第 25 回 議会運営委員会			
開会日時	令和 3 年 12 月 1 日 午前 9 時 00 分 開会			
	令和 3 年 12 月 1 日 午後 0 時 06 分 閉会			
場 所	第 1 委員会室			
出席者数	委員定数 6 名中 出席者 5 名			
出席委員	熊高 昌三	—	—	—
	山根 温子	大下 正幸	山本 優	—
	金行 哲昭	—	—	—
正副議長	宍戸 邦夫	—	—	—
欠席委員	児玉 史則	—	—	—
説明のため 出席した者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	総務部長	行森 俊荘	総務課長	内藤 道也
	総務課行政係長	下瀬 秋穂	—	—
	—	—	—	—
出席した 事務局職員	事務局長	森岡 雅昭	事務局次長	國岡 浩祐
	総務係長	藤井 伸樹	—	—
付議事件	<p>1、議 題</p> <p>(1) 令和 3 年第 4 回安芸高田市議会定例会の運営について</p> <p>①会期日程等について</p> <p>②一般質問について</p> <p>③陳情・要望等の取り扱いについて</p> <p>(2) 地域懇談会について</p> <p>(3) 議会運営委員会の傍聴及び傍聴者への資料配布について</p> <p>(4) 閉会中の継続調査について</p> <p>(5) 議員研修について</p> <p>(6) 期末手当について</p> <p>2、その他</p> <p>①執行部との懇親会について</p> <p>②県北 3 市の議員研修会について</p>			

3、経過

【開会 9:00】

○熊高委員長

ただいまの出席委員は5名である。定足数に達しているので、これより議会運営委員会を開会する。

本日の議題は、お手元に配付した日程のとおりである。

(1) 令和3年第4回安芸高田市議会定例会の運営について

①会期日程等について

○熊高委員長

令和3年第4回安芸高田市議会定例会の運営についてを議題とする。

市長提出案件について、執行部の説明を求める。

○行森総務部長

令和3年第4回安芸高田市議会定例会に上程を予定している議案は、専決処分した事件の承認2件、条例及び一般議案9件、一般会計補正予算第10号及び、各特別会計補正予算6件、合計18件である。

概要については、総務課長が説明する。

○内藤総務課長

(提出議案の概要について説明)

○熊高委員長

質疑はないか。

○金行委員

補正の内容は、災害とコロナ関連と理解してよいか。

○内藤総務課長

主には先ほど申し上げたとおりである。

○熊高委員長

ほかに質疑はないか。

(なし)

質疑なしと認める。

議案等の取り扱いについて、事務局に説明を求める。

○森岡事務局長

(議案の取り扱い及び会期日程について説明)

○熊高委員長

ただいまの説明について、意見はないか。

(なし)

議案等の取り扱いについて、お諮りする。

各議案の上程は12月8日の初日とし、会期の決定後、承認第6号、第7号の2件は、提案理由説明後、質疑を受け、討論を行い採決する。次に議案第67号から第69号までの3件は一括提案し、提案理由説明後、質疑を受け、総務文教常任委員会へ付託。議案第71号から第74号までの4件は、一括提案し、提案理由説明後、質疑を受け、産業厚生常任委員会へ付託。議案第76号から第82号までの7件は、提案理由説明後、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託。議案第70号、第75号の2件は、提案理由説明後、質疑を受け、討論を行い採決する。

これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

委員会の日程について協議を願う。

常任委員会は12月9日を予算決算で補正予算関係を審査、12月16日を総務文教、12月17日を産業厚生とする各常任委員会とする。

意見はないか。

(なし)

お諮りする。

常任委員会は12月9日を予算決算、12月16日を総務文教、12月17日を産業厚生とする日程に異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

なお、9日の予算決算常任委員会に付託される補正予算の議案は、12月13日の本会議で委員長報告後、採決まで行う。また、最終日は12月21日とし、14日間の会期とする。

②一般質問について

○熊高委員長

一般質問についてを議題とする。

29日の正午、受付を締め切ったが、11件の通告書が提出されている。通告の状況等について、事務局に説明を求める。

○森岡事務局長

(「一般質問受付表」により説明)

○熊高委員長

一般質問は11名から通告があったので2日とし、通告順に12月13日を6名とし、12月14日を5名とする。これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

執行部から、そのほかにないか。

(なし)

暫時休憩する。

休憩 9:18

(執行部退席)

再開 9:24

③陳情・要望等の取り扱いについて

○熊高委員長

再開する。

陳情・要望等の取扱いについてを議題とする。

事務局に説明を求める。

○國岡事務局長

(「陳情・要望・要請等一覧表」により説明)

○熊高委員長

質疑はないか。

○山根委員

ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願いについて、外交問題であるが、超党派で動かれているところがあるが、市としては外交問題に関することについては、前回の沖縄の問題でも本委員会では不採択としたが、本件について事務局としての見解を伺う。

○國岡事務局次長

この度からラミネートにより請願・陳情の取扱要領を配付しているので確認いただきたい。山根議員が言われたように、表の第3条の(8)の部分であるが、国及び他の地方公共団体の事務に関するものなど明らかに安芸高田市の権限外の事項外とするものということで、主には外交問題についてはこういった趣旨から注意して取り扱うようにと考慮している。

先ほど冒頭で朗読したが、配付した中に「中国人と誤認されて、在日ウイグル人が強制送還される可能性が否定出来ず、結果命を落とす等の事態が発生した場合には、事務を所掌する基礎自治体の行政責任を問われかねない構造があると分かり」と書いてあったので、ちょっと行政に関わってくる内容は昨日調べてみたところ詳細まで行き届かなかったが、そういった面で行政で完結しないところがある可能性もあるということで、インターネットで調べた限りではちょっと昨日1日では見つけきれなかったが、こういった観点でどこか関連するところがあるのではと見込んでいる。

○熊高委員長

事務局より、こういうところを見ると審査する可能性はあると判断できるという解釈であった。

○山根委員

この1点だけで他の自治体・議会が取り上げたかどうかは分からないと思う。判断をしかねるところがある。

○金行委員

「国の責任による30人以下学級をめざした少人数学級のさらなる前進」について、2021年に35人がやっと出来た。どんどん下がればいいが増えてくることもある。私個人の意見としては、この前35人学級にやっとなったのだから、また30人でと言われても、すぐハイと言うわけにはいかない部分があるのではないかと、そう焦らなくてもいいのではないかという個人的な意見である。

○山根委員

理科教育設備の件について、平成30年にも取り扱っているが、現在の安芸高田市の状況は把握されているか。

○森岡事務局長

いわゆる理審と呼ばれている。この理科教育設備等の補助金というのは文科省で行われている補助金である。

県を通して、安芸高田市にも毎年補助金の申請について要望があれば出してくださいということで学校ごとにまとめて教育委員会が補助金申請をしている状況である。よって、全く安芸高田市に補助金が来てないという状況ではない。ただ、申請した内容も全て通るとは限らない。ある程度のカット部分はあると思う。ただそのカットされた部分について、市として独自に一般財源を入れるかどうかの判断は執行部の判断である。補助金申請は毎年行われているという状況は確認している。

○國岡事務局次長

金行委員の件について補足をさせていただく。今年の6月議会

の意見書で国に提出したものとして、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書を出している。ここでの意見の内容が、中学校、高等学校での35人学級を早期に実現することとしており、またさらなる小人数学級について検討することといった内容を出しているので、かなり意思が変わったといった部分がない場合は、ちょっと今回出されている意見書と若干内容が変わってくるところもあるので、そこは注意してほしい。

○熊高委員長

ほかに質疑はないか。

(なし)

質疑なしと認める。

この陳情・要望書について協議を願う。

(意見なし)

意見なしと認める。まとめてよいか。

(よい)

陳情要望書6件について議員からの審査要請は出ていない。

今回の常任委員会の送付はしないこととする。これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

休憩 9:50

10時まで休憩する。

再開 10:00

(2) 地域懇談会について

○熊高委員長

再開する。

地域懇談会についてを議題とする。

事務局に説明を求める。

○森岡事務局長

資料をご覧いただきたい。1として運営形態。令和2年度の地域懇談会実施にむけ決めて頂いたものに基づき作成している。次に2のテーマの設定は、各常任委員会が2テーマ程度を設定、6町共通テーマ、町別テーマのいずれでもよいと思っている。ただし、今年度についてはまた諸事情変わってきているので、テーマ設定について協議いただきたい。3の実施体制及びスケジュールは、3部構成で進めていただくよう空欄としている。4の実施時期・日程は、先般決めていただいたものである。午前と午後の間、十分確保できるかどうか確認いただきたい。5の広報は、案内通知について、そしてSNS等で発信としている。議員でSNSをお持ちの方は情報発信をお願いしたい。

補足説明について、係長が説明する。

○藤井総務係長

(資料について説明)

○熊高委員長

意見はないか。

○大下委員

テーマをどうするかである。今回は災害復旧の問題が出てくる

と思う。どういうふうなテーマを決めたほうがいいのかどうかである。

○熊高委員長

言われるように災害が1つのポイントになることは間違いないと思う。

(市長と議長との関係があるとの声あり。)

○熊高委員長

その2つが大きな市民からの関心度が高いことだと思うので、共通テーマをそのくらいに絞ったほうが、むしろ逆にその2つがあるのではないと言われる気がする。共通テーマにこの2つを上げることについて協議いただきたい。

○大下委員

各町でテーマを出したいところがあれば出せばよいと思う。無視するわけにはいかないだろう。

○熊高委員長

共通テーマという1つの大きなくくりとしてである。そのほかにあればまたその都度やればよい。

○金行委員

あるとしたらコロナの状況があるかもしれない。

○熊高委員長

それもあると思う。

(大きいテーマ2つでよいとの意見あり。)

○熊高委員長

皆さん同じような意見だと思う。まずテーマについて、共通テーマを災害についてと、議会と市長との関係にすることでよいか。

(よい)

共通テーマを2つ上げて、各町から上がってくれば時間の配分の関係や取り上げ方というところがあると思う。共通テーマでどういった流れをつくるかということがあるため、最終的にまだ全部まとめることにはならないが、以前は第1部、第2部という形で行い、その流れをどうするかによって違ってくると思うので、仮に共通テーマを今2つ上げたという形にして、あとは時間配分をどのように想定するかということを議論してほしい。

○國岡事務局次長

令和元年度の懇談会の構成が、平成30年度と変わった点がある。第1部というのは、地域懇談会に関する意見交換をメインであった。開催場所や開催手法とか、そういった開催については是非を問うといったことに多くの時間を費やしていたので、議会運営委員会の報告と常任委員会は、かなり簡潔に短くコンパクトであった。一番は懇談会に関する意見交換、開催手法に関する意見交換だったということを報告しておく。

○熊高委員長

懇談会のありようについて、全体でやるのかグループ分けするかにもよる。災害というテーマは、基本的には聞くことが多くなると思う。議会と首長との関係、これも聞くことが多いと思う。議会としてのまとめた意見というのは、なかなかその都度出しにくいところがあるので、一応市民の皆さんの意見を聞くことに主眼を置いたほうがよいと思う。そういった観点で1部2部という

形をとるのか。とにかく市民の皆さんの意見を聞くことに徹して、そのあとどう返していくかということも含めて検討いただきたい。

今回は時間が余りない。正味1か月ぐらいしかないので、大きな方向を決めてある程度素案をたたいていく形になると思う。そのためには全員協議会に諮る必要がある。よって、一定の具体的な案を全員協議会で出すということになると、もう1回ぐらい議会運営委員会を開き、内容について確認する時間が必要だと思う。

○山本優委員

今まで懇談会をやってきたなかで、意見が出だしたら時間がなくなってくる。やはりやり方として、1部では議会と2常任委員会の報告だけにして、あとは全部意見交換というのはどうか。市民のニーズによるが。参加者が多ければ班別にしたほうがいいし、人数が少なければ1つの場所でやればいいと思うが、意見交換の時間は長くとるほうがいいと思う。

○熊高委員長

意見交換というか、基本的には意見を聞く形になると思う。そして議会としてまとまった、答弁できるということになれば議長を中心に答弁してもらい形にしたほうがいいと思う。各委員会ごとのテーマであれば委員長を中心に、それに精通した議員が答えていくとかという方向性を作っていけば、一定の意見交換にもなる気がする。だから今までのようなきめ細かい形というのは、少し今回難しいのではという気がする。

○金行委員

今回はやはり市民に対して、市長に対しての議会に対しての相互の誤解があることに、正確な報告というものに一番関心を持たれているのではと思う。

○山根委員

やはりこれまで議会からの情報があまり出てない。それを今、議会広報特別委員会が作っている特集があると思うが、これについても利用しながら議会としての説明をしていくことも、どこか第1部の中ですることも必要ではないかと思う。

○熊高委員長

暫時休憩する。

休憩 10:18

再開 10:22

○熊高委員長

再開する。

いろいろ意見をいただいたが、先ほど申し上げたように日程的にも厳しい状況なので、議会が始まって12月20日が全員協議会の予定であると聞いたが20日の全員協議会で全部まとめることは多分できないと思うので、会期中でもあり議長とも協議したが、議運である程度の案を出して、それを臨時の全員協議会を開いて、皆さんに周知なり意見を聞き、また議会運営委員会のほうに持ち帰って最終的に仕上げていく。それを1回になるか2回に

なるか分からないが12月20日にはある程度固めたものを出していく。そうしないと市民の皆さんに周知する時間がない。それでもぎりぎりいっぱいという形になると思うので、できるだけ早く決めるということで20日を最終リミットとしたい。

事務局とも話をしたが、事務局と正副委員長で、基本的なものはある程度まとめたいと思うが、3部構成ということについて今回はどういう形がいいのか事務局のほうから皆さんに投げかけ、その確認をしながら少し詰めをしたいと思う。

事務局にまとめる方向について、提案を求める。

○國岡事務局次長

まず第1部が、開会式、それから議会や委員会の活動の報告。または先ほど山根委員が言われた議会関係の説明の時間を入れるか。これを開会式含めて20分程度設けていただく。そのあと1つ目のテーマである災害に関すること、災害時の対応から復旧復興に関することについて意見を頂戴する時間を設けていただく。その次に、議会運営に関することとして、議会と市長の関係についての時間を設けていただく。

最後にその他の関係で、このテーマ以外で市に対する要望とか伝えてほしいなどの個別案件などの時間を、これまで10分程度とっていたので、一応10分程度でも設けたらどうかと思う。こういうイメージで進めていただけたらと思う。

○熊高委員長

時間配分も含めて流れとして、1番目は災害復旧、2番目は議会運営、3番目はテーマ外のその他ということを皆さんに提案し、その前段として20分程度の開会行事及び議会の報告事項をする、大きくは2段階とし、テーマ別で言えば3つのグループ分けをするという形で素案を作り提案をしたいと思うが、これについて意見はないか。

○山本優委員

3つのグループに分けるとするのはテーマを3つに分けるといふことか。

○熊高委員長

テーマである。今のところは全体としての提案であったが、それも含めてグループ分けしたほうが良いという形が必要ということであればその考え方もお聞きしたい。

テーマも含めて、全体のほうがよい気がするが、統一的な見解も伝えないといけないことが多いので、全体でやるほうがスムーズに行くのではと思う。

○大下委員

市民の人がどのくらい来られるかによっては、また状況を考えないといけないのではと思う。人数が多ければしゃべれない人も出てくるだろうし、しゃべりたいと思って来てもしゃべれずに帰るのも。しゃべりたいから来られているのだと思うので、できるだけ意見を聴くように。

○熊高委員長

このことについて、事務局長に意見を求める。

○森岡事務局長

事務局としては、グループ分けをしてそれから懇談会という思いであった。全体で対面式という意見が出ているが、そのところを詰めていただきたい。

○國岡事務局次長

今まで、対面式からグループにした理由として、さきほど大下委員が言われた、皆さんの意見を聞こうということがある。前回のアンケート結果でも、みんなの意見を聞くことが出来てよかったという声が多かった。もう一つは、今回はテーマがテーマであるので、1人が熱くなって延々としゃべられることも考えられる。もともとテーブルが近くだったら、空気を読んで感情的になるのも抑えられて意見が聞けるというそういう趣旨である。感情的になる人がいたから、もう次から行きたくないよという懸念がある。このところイメージを持っていただきたい。

○大下委員

ということは、グループにしておいたほうがよいということか。

○國岡事務局次長

事務局ではそのようにイメージしている。

○熊高委員長

今局長も次長も、そこまでやっとたどり着いたのに、また全体に戻すのかという意見であった。私もテーマがテーマなので全体が見やすいという気がしたが、そのところはやり方によってはグループ分けをして最後にまとめていくという形もできると思うので、人数にもよると大下委員が言われたので、例えば、1つのグループに市民が5、6人になるようにする方向ぐらい決めておいて、議員もグループ分けしないといけないのでその辺を協議いただきたい。

○山本優委員

グループ分けしたほうが意見は絶対出やすい。要は、何人来るかわからないのを分けるのは難しいので、案内を出すところで出欠をとって見てはどうか。ある程度人数が分かったらグループ分けできるのではないかと思う。来られて10人ぐらいしかいないのにグループ分けというのはなかなか難しいだろうと思う。50人来てくれることになっていたらいいが。

○熊高委員長

1会場60名を目標に案内するということも前回やって、かなり多い会場もあり、少ない会場もあったという。町別テーマがあったので、各常任委員会の皆さんが手分けをして来てくださいという直接手渡しの案内をするなど、そうことで一定の成果があったのだと思う。山本優委員が言われるように、広報によって人数がどうなるかということについては、来てもらうような広報をするしかないのだと思うが、そのためには時間もないので直接それぞれが各町手分けをしてやるしかないと思う。60名目標にやるというような形で広報していくと。

広報のあり方は前回と同じようにして、班の分け方も、60名を目標とし、6班に分かれて行う。その上で最終的に集約するとこ

ろの時間を持つのか持たないかということが出てくると思うので、意見を聞くということを中心に、各班でやってもらうことを集中的に、皆さんに意識してもらおう形で案を作ることとしたいが意見はないか。

○國岡事務局次長

前は18人であったので6班だったが、今16人になったので6班にしたら2人の班できてしまう。5班でイメージいただきたい。

○熊高委員長

定員が減っているのでも6班を5班にするということであるが確かにそのとおりである。

ほかにあるか。

○山根委員

前は付箋を使用した。今回はどうするのか。

○熊高委員長

前の経験を踏まえて付箋を使用するほうが、発言を控える人も書くということで意見を出せるという可能性が高い。

○山根委員

どういう意見が多かったかという記録が残る。

○熊高委員長

基本的には前の形を踏まえてやろうと思う。今回初めての議員は3名いるが、皆さんの意見が集約できる形はこれがよかったという提案をすることで整理させていただきたい。

これで、事務局と案について協議が出来そうなのでまとめていきたいと思う。

日程については、また議長と相談しながら、会期中に臨時の全員協議会を早めにしていただいて、それからまた議会運営委員会を開いて、必要によったらまた全員協議会をやるというその繰り返しで、最終的に20日までに整理をしていくということにしたと思うが、意見はないか。

(なし)

お諮りする。

地域懇談会については、開会行事を20分程度。それからテーマ別の協議を災害について。2番目として議会運営について。その他のことも一つ残しておくこととし、前回と同様に班編成を行い、5班でグループ別の協議を行う。意見は付箋を使い集約する形とする。

そういった形で、前の経験を生かした取組方をしていきたい。それでたたき台を作っていきたい。まとめれば議長と協議をして、全員協議会を臨時に開いていただき、それを踏まえてまた議会運営委員会を開くと。その繰り返しで最終的には、12月20日の全員協議会までには最終結論を出せるようにして、市民の皆さんに広報ができるようにするという流れにしたいと思う、これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

(3) 議会運営委員会の傍聴及び傍聴者への資料配付について

- 熊高委員長 議会運営委員会の傍聴及び傍聴者への資料配布についてを議題とする。
- 事務局に資料の説明を求める。
- 森岡事務局長 (資料：「議会運営委員会の傍聴及び傍聴者への資料配付について」説明)
- 熊高委員長 非常に公開をすることが難しい部分もあるが、他市においては議会運営委員会も公開というところもあり、その辺をどのように当議会で整理整頓しておくかということで意見はないか。
- 金行委員 内容によってはやはり委員長の権限で対応というのものもあるし、そのように配慮したらどうか。全部公開ということにはならないと思う。
- 大下委員 私も、議会運営委員会については傍聴させるべきではないというふうに思う。やはり傍聴者が他の議員より先に情報を知るということも書いてあるとおり、やはり傍聴は控えるべきではないかと思う。
- 山根委員 委員以外の方が傍聴することによって、その内容が正式に議会運営委員会で決定された内容であればよいが、その間のやりとりの中の情報が流れることによって、解釈が変わってくる可能性もあるので、もし委員外議員に流すのであれば、常任委員会の委員長が議会運営委員会に入っているので、委員長から情報を流すやり方をするほうがよいと思う。議運の傍聴については他の委員会のようにはすべきではないと思う。
- 山本優委員 同じように議会運営委員会は基本的には公開すべきではないと思う。
- 熊高委員長 金行委員より、一部はしてもいいのではないかという意見だったと思うが、他の皆さんは公開すべきではないということであった。一つの案として、説明にもあったように、一定の公開をしてもいいような部分があると思う。そのところまでは公開をする。そして、いろいろ議論をして検討する、誤解を与えるような内容については、そこから非公開にするというような方法もないことはないという気がするが、そういうふうにしておけば基本は公開ということが対外的には言えるので、そういった一つの方法あるのではないかと思う。
- 今日でいえば、定例会の運営についてまでは公開をして、地域懇談会についてからの協議のところから非公開にするというようにしておけば、原則公開ということ言えるので、そういった仕分けができれば、一定の公開をするということが言えるという気がするが、意見はないか。
- 山本優委員 そういうのを公開しても良いものもあるが、会議中に公開して

良いものと悪いものが分けられたら良いが。議会運営をスムーズに運営していくためには、よほどのことがない限り非公開のほうが良いと思う。どうしてもこれは聞かせてほしいということがあれば委員長判断で公開できないことはない。いろいろあると思うが基本的にはやはり非公開で。手続きが難しくなるのではないかなと思う。

○熊高委員長

マスコミのこともあるので、ここで事務局に説明を求める。

○森岡事務局長

やはりこれは事前に決めておいていただき、それで運用をすればクリアできるものだと思う。昨日の総合教育会議を見られたら、そういった流れが想定できるのではないかなと思う。公開できる部分については公開する。休憩を挟んでそこから以降は非公開という進行があれば、かなう話ではないかなと思っている。そういったことも含めて協議いただきたい。

○山根委員

委員長が考えられていることもそうだと思う。もしそれであるならば、執行部が入室して出られるが、その執行部と同じような運営をして、執行部が入室しているときは傍聴も可能とし、出られた後は暫時休憩をとり必要かということでもやるのもよいのではないかなと思う。それであれば私は賛成する。

○大下委員

総合教育会議だが、公開しますよと言っておいて、その内容によって何でこれが非公開にしないといけないのかという状況も出てくる。傍聴したい人は。よって基本的には議会運営のことなのだから。ほかの委員会で全部公開にしているのだから、この議会運営委員会はまだ最初から非公開にしたほうが良いと思う。執行部がやっている分も私は違和感がある。公開ですよと言っておいてこれは非公開ですよと言うのは。何でこの内容で非公開にするのかという違和感はある。疑念を持たせる必要もないわけだし、議会運営のことで議会運営委員会を開きますよという非公開にするべきだと私は思う。

○熊高委員長

他市町が公開というのが多いが、何でそれができるのか事務局が少し背景を調べてくれたところ、基本的に議会運営委員会に出るまでにある程度のすり合わせができるそれぞれ会議があるわけで、会派があつて水面下で議会運営委員会の前にすり合わせをして、それで議会運営委員会のほうではある程度そういった議論の場になりにくいという流れがあるのだろうという推測の部分もあるが、そういったことを事務局のほうで確認してくれたものである。

本市の場合は今のところ会派というのはないし、そういった場というのは全員協議会みたいなところでやっている。だから全員協議会がなかなか公開になじまないという形も出てきやすいと思うのだが、そこらも含めていろいろ関係してくる分もある。そ

の辺のところを議会運営委員会として一定の方向を決めておく必要があるということで、特にこの分については前回からずっと協議をしている。そういった背景も含めて検討いただきたい。

○金行委員

暫時休憩をお願いします。

○熊高委員長

暫時休憩する。

休憩 11:00

再開 11:22

○熊高委員長

再開する。

議会運営委員会の傍聴については、原則公開であるが必要により委員長権限で非公開とする場合があるということを、確認したいが、これでよろしいか。

(よい)

もっと細かくする必要があるところは、事務的に整理をしてまた皆さんに提示するが、基本的な方針についてはそういう方向とする。

お諮りする。

議会運営委員会の傍聴及び傍聴者への資料配布については、先ほど申し上げたような、原則公開、必要に応じて非公開とすることに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

事務局から確認事項がある。

○國岡事務局次長

1点確認させていただく。協議の中で委員外議員の話が出た。事務局の解釈では委員外議員は一般報道と違って、委員長の許可でオッケーだと解釈している。報道と一般傍聴者が今のところ線引きという解釈をしたが、途中で委員外委員の話が出ていたが、事務局の解釈のままでよろしいか。

委員外議員は、これまでも委員長の許可ですずっと入ることが出来るという解釈でよろしいか。協議の途中で退席ってというような意見も途中あったので確認させていただく。

○熊高委員長

これも委員長の許可なので、非公開の部分と同様に扱うという形で整理をしておけばいいのではないか。だから議員の皆さんには、委員長の許可により傍聴ができるということを伝えるといった今までと同じという解釈だということを伝えればいいのではないか。

○國岡事務局次長

最後まで傍聴してよいという解釈でよいか。

○熊高委員長

委員長が許可をすればである。

再度お諮りする。

委員外議員は、委員長の許可により傍聴を継続できるということも現状の運用にのっとってやるということを含めて、先ほどの

内容について再確認したが、これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

(4) 閉会中の継続調査について

○熊高委員長

閉会中の継続調査についてを議題とする。

事務局に説明を求める。

○森岡事務局長

前回の議会運営委員会、それから全員協議会においていろいろと話をさせていただいた閉会中の継続調査事項について、議会側と、それから市長、考え方、見解の違いによって、委員会自体は開くことはできるが、説明員として出席をすることの調整がかなわなかった。このことについて、執行部の部長、今は協議段階であるが話をし、その中でやはり部長のほうも市長と話をすることで、ある程度の双方の歩み寄りというのは必要となってくる。そして私も市長と話をすることで、落としどころを探っていかなければいけないということもあり、部長との協議の中では、市長のほうから、例えば生涯学習施設に関すること。これはもう完全に包括的な届出になっているのでこの手続きについてはおかしいと市長は言われている。ただ市長は、生涯学習施設の何に関するとか、というところが明記してあればそれはいいのではないかとというような話も、私もその話をしているし、総務部長もそういった確認をしている。

そういったところで全国市議会議長会のほうも、やはり双方の理解がなければ閉会中の継続調査事項については、議会側は議決をして委員会を開催。ただ執行側の説明員の要請に応じてもらえない可能性というのはあるので、そこのところは調整する必要があるということなので、今のところ事務レベルでは、例えば先ほど言った生涯学習施設の運営に関すること、管理運営に関すること、といったような明記に変えて届出をするような方法で議会運営委員会の中でも調整をしていただきたい。

これは総務文教に限ったことではなく、産業厚生も足並みをそろえていかないといけないので、先般も全員協議会の中で議会運営委員会の預かりとして進めていくよう話をしているので、その確認をさせていただきたい。

さらに、執行部との詰めをして、先ほどもう1回議会運営委員会を開くことを決めたので、そこの中で最終確認をさせていただければと思っている。

○熊高委員長

意見はないか。

○金行委員

部長、担当課が局長と話をしても、市長が受け入れてくれないということを持って、ある程度いわゆる包括的なことではいけないから、個々に出さなければいけないとなると今度これを決定す

るなら継続審査100項目ぐらいに相当するのではないかと私は思う。市長との話が通じなくなると。これはどうなのかという懸念を持っている。個々に出さなければいけないなら、包括的ではいけないということで今回もああいうことになったのであれば、細かく出さないといけないということなら、全部簡条書で書いて出しておかないといけないということで、今ははいと言いたくはないが、もうちょっと話し合いで理解をしてもらえないのかと私は思う。

○森岡事務局長

説明が足りなかったかもしれないが、その膨らまさないといけない状況避けるために縮めて、こちら辺でどうかというところの話をもた詰めさせていただきたい。今は、事務レベルではその話をしているが、そこをもた詰めさせていただきたいというところである。

○金行委員

我々議員としては、不審に思ったことは話をしたい。今のいろいろな問題で。それができないということは、すごく懸念を持っているがそこらを事務レベルで、議員としての活動ができやすいように話をしてもらおうよう要望する。今までどおりにやってもらうのが当たり前だと思っている。それがいけないのなら、議員として話し合いしないといけないのにできないという状態である。そこらを事務レベルでよく話してもらいたい。

○山本優委員

歩み寄りというか全然歩み寄りになってないと思う。執行部は、行政の施策について市民や議会に説明責任があるはずだから、大枠で決まっていたらこれはこうですよと、ある程度向こうが判断してこれに関することだということやってもらわないと。金行委員が言うように問題はいつ起きかわからない。それについて前もって書いておけといっても書けない。今みたいに運営についてとか、管理について書いておけと言うが、運営も管理もその全体の方針についてではないのか。だからそれは執行部のほうが理解して、説明するという態度に変わらないと進まないと思う。執行部は、これだったらこれで説明しますという様な判断ができるようになってくれないと、細かく書いていないと言わないという姿勢は、執行部として私は違うと思う。

○森岡事務局長

執行部としては、今回そういう理由で出席が出来かねるという答えであった。出席ができるような状況を議会側も作っていないといけない。作っていないといけないというのは、内容に不備があると言われぬようにしないといけない訳であるから、そのところの詰めである。

○山根委員

今回、私が改めないといけなと言ったのがこのところで、ここをどのようにするか今後について、全国市議会議長会も間違っ

ろを事務局と執行部ですり合わせをしているようだが、そこだけ。一歩歩み寄っても、またその次があるのではないかと思う。個別、個別特定性、管理運営に関すること、管理運営を付けたとしても、どこのというところがないではないかと言われる可能性は大いにあると思う。しかし議会として、他市町を10件ぐらい調べたが、松山市以外も同じようにやっているところ、さらには所管する事項についての文言でやっているところもある。そのような中で、やはり執行部として市民への説明責任をどのように考えているかというところが1番問題になってくると思うので、今回少しでも議会としては歩み寄り、形をつくっていかなければいけないところではないかなと思う。

1点、京阪神のほうで、所管事務調査のガイドラインをつくっている議会がある。東京のほうにもある。ガイドラインというものを作ってもいいのではないかと思っている。そこは中身としては調査の要綱は大して本市と変わらない状況があるので、首長の考え方次第というところが大いにあるというのは感じている。

○宍戸議長

事務局次長のほうから説明したほうがいいと思うが、今のような継続調査の件について、本会議で調査、政務調査をするにしても基本的にはまだ法律が十分ではない。そういうことがあり、市長次第で来る来ないは勝手に決めることになっている。よって出席して説明する法的根拠はないということである。

金行委員や山本優委員が言われたように、最終的には議会と市長との関係の中で、私はしませんと言われたらそれでどうしようもないという法律である。そこらを今後どのようにしていくかが大きな課題だと思う。

ただし、局長が言ったように市長がある程度納得してくれたら、納得してくれるといってもこちらが譲るわけではない。譲れないところである。主権は在民である。よって市長は当然説明する責任がある、義務もある。主権は在民、民主主義だから。そういうところが理解されていないからこんなことになる。だから法解釈的には難しいところがあるということも知った上でこの問題について議論していかないと。難しいところである。

○熊高委員長

事務局次長から補足はないか。

○國岡事務局次長

補足する。執行機関の委員会への出席は法律上任意とされており、委員会条例に出席要求の規定はあるがあくまでも要求の手続きを規定したものにすぎないと解釈されている。ということで委員会条例を基に執行部に出席要求を行い、市長から拒否をされた場合、議会としては打つ手がないという解釈である。ただし議案の審査をする場合の委員会については、執行部が出席しなければ審議未了や継続、廃案となる恐れがあり、執行部が自ら出された

案の委員会の審議の出席を拒否するということはもう通常では考えられないという解釈である。

○山根委員

議長の言われることは分かるが、そうすると議会の調査権はどうなるのかと感じている。そこをしっかりと調査を進めていかなければ、元がないので出来ないということである。

もう1点。流れ的なものをしっかりと執行部から首長について委員会はこういう形で流れるのだからと、議長宛でないといけないというところも、何度も伝えて理解をしてもらうようにしなければ、このやりとりの中で向こうは何も自分の言うことを聞いてくれないということで、その後の行動、発言にも影響が出る。委員会としたら議会である形でやってきているけれどもそれがなかなか伝わってないというところで、それがまた市民に対しては、そういう状況が深く分からず議会が全然答えてないではないかというような形になるのは悪循環だと思う。

○熊高委員長

手続上の問題もあると思うが、今は閉会中の継続調査ということについて協議している。先ほど局長が言った、執行部と市長とのすり合わせをして、少しでも継続調査が出来やすいようにするというのを、会議規則や法律上の問題などいろいろあると議長が申したが、その中でどのようにしていけば調査がしやすいかすり合わせをしてくれているので、それを継続的にやってもらうことで進めるしかないのかと思う。

山根議員が言われた手続上の問題は、法律のことも含めてあると思うが、そこをやり出したらこの部分からかなり広がってしまうので、今日のところは継続調査という部分で局長の報告を、しっかり執行部とすり合わせをするということ、議会運営委員会として、それを継続してやってほしいという結論としたいがよいか。

(よい)

ほかに意見はないか。

(なし)

お諮りする。

閉会中の継続調査事項については、執行部とのすり合わせで、文言等の調整も含めてしっかりと継続調査ができるようにしていくということ、今後も事務局長を中心に行うこととする。これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

(5) 議員研修について

○熊高委員長

議員研修についてを議題とする。

事務局に説明を求める。

○森岡事務局長

議員研修について2点、案内をする。

1点目が、ハラスメント研修について、年明けに実施する方向で調整をしていた。このたび研修の講師の方として、明石市の法制担当として在籍していた弁護士の方を招くよう調整をしている状況であるが、講師の都合で1月18日しかないと回答がきている。1月18日の午後で進めさせていただき、あわせて1月20日に予定していた全員協議会を開催していただければということをご提案させていただく。

もう1点、ダイバーシティ研修については、修道大学の先生が、職員向けに講義した録画があるので、これで研修行えるよう総務課職員係と話をしている。研修時期についてはいつでもできるとのことなので、そこも併せて協議いただきたい。

○熊高委員長

意見はないか。

○山根委員

研修時間はどのくらいか。

○森岡事務局長

ハラスメント研修打合せによるが、1時間半から2時間の間になると思う。

ダイバーシティ研修は、1時間から1時間半ぐらいの内容だったと記憶している。

○國岡事務局長

ハラスメント研修は、一応最大で3時間とっている。その中で、実際の講演時間は決まっていない。ただし、従来の一方的に聞く講演ではなく、途中で講師とディスカッションする研修で依頼しており、1時半から2時間程度で調整をしているがまだ詳細が決まっていない。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

(なし)

お諮りする。

議員研修について、ハラスメント研修は1月18日午後を予定とし、時間は2時間から最大3時間で講師の予定がとれたということで報告があった。ダイバーシティ研修は、修道大学の教授のビデオ研修で、時間は2時間程度で、日程については事務局が調整してまた報告するという事とする。

○山根委員

全員協議会は18日のハラスメント研修と同日か。

○森岡事務局長

そのように思っている。

○熊高委員長

研修が午後の予定であるので、午前中を全員協議会にするとか、そこらの日程調整は近くになって調整が必要だと思うが、一応予定としてそういうことで進めたいと思う。

改めてお諮りする。

議員研修について、ハラスメント研修は、1月18日全員協議会と合わせた日程で行う。

ダイバーシティ研修は、事務局で日程調整をして実施する。これ

に異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

(6) 期末手当について

○熊高委員長

期末手当についてを議題とする。

冒頭事務局長が申し上げたことに関連である。事務局に説明を求める。

○森岡事務局長

期末手当について、本日の会議の会期日程等についてのところでも触れたが、前回1か月前の議会運営委員会の中で、人事院勧告が12月のボーナスで0.15か月の減額という方針が出ている。全国的にこの方針に基づき動いていたが、国会の臨時会で成立しなかった。12月に入り、また、国会の臨時会が招集され、そこで決まるということを知っている。12月1日が基準日であるため、12月1日に決定がされていないので、0.15か月の減額については、今のところは先送りの状況になっている。国の方針として、来年の6月のボーナスで調整する方向で考えているとのこと。本市としても国会成立と同時に議会へ提案はできるが、いつやるかその時期については、3月定例会か、それか3月から6月までの間で臨時会で提案するか、どちらかを今考えている状況だと言われている。議会としても、議員発議としてやる場合に、同じ時期にやらなければ、市民の方は何ですらしてやるのかということもあると思うので、同時期の発議が望ましいと思っている。できれば3月でというのが濃いようだが、また決まり次第に進めさせていただくこととなっている。ただし、議会独自でという部分について、まだそのような話が進んでいない。意見ももらっていないので、そこについてはまた今後の話となると思う。

○熊高委員長

意見はあるか。

○山根委員

この前の議運で、議会独自でというのを選んだと思うが。

○森岡事務局長

人事院勧告のカットについては、議会での発議が望ましいということである。ただ、コロナとか災害でのカットについては話がないので今後の考えになるという説明をさせていただいた。

○熊高委員長

よろしいか。

○山根委員

よい。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

(なし)

期末手当については、説明があったとおりに進めることに異議はないか。

(なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

2、その他

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 議会運営委員長